

調理師の皆様へ

調理の仕事をしている調理師の方は調理師業務従事者届を提出してください。

この届出は、調理師の就業地等現在の状況を把握することにより、調理の業務に従事する調理師の資質の向上を目的とする研修事業等の実施を円滑化し、ひいては国民の食生活の向上を図ることを目的として、調理師法で2年に一度の届出が義務づけられている制度です。この趣旨を御理解いただき、届出に御協力をお願いします。

1 届出が必要な方

調理師免許をお持ちの方で、栃木県内の次の施設で調理業務に従事している方

(1) 寄宿舍、学校、病院、事業所、社会福祉施設、介護老人保健施設、矯正施設

その他多数の人に飲食物を調理して供与している施設

(2) 食品衛生法に基づく飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業の営業許可を有する施設
県外の施設で調理業務に従事している方は、その就業地の都道府県知事に提出してください。

2 届出方法

以下の(1)または(2)の方法で届出ください。

(1) 届出用紙による届出

ア 届出先

裏面の届出用紙に令和2(2020)年12月31日現在の状況を記入し、働いている施設を管轄する健康福祉センター(宇都宮市内の施設については、宇都宮市保健所)に提出してください。

なお、届出用紙は栃木県公式ホームページからダウンロードすることもできます。

イ 届出期間

令和3(2021)年1月4日(月)から

令和3(2021)年1月15日(金)まで(土、日、祝日を除く)

ウ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※烏山健康福祉センターは午前9時30分から午後4時まで(月、木)

矢板健康福祉センターは午前9時から午後4時30分まで(水、金)

各センターにより受付時間が異なりますので、御理解、御協力をお願いします。

(2) 電子申請システムによる届出

令和3(2021)年1月4日(月)から令和3(2021)年1月15日(金)まで、栃木県公式ホームページから電子申請システムによる届出ができます。

★ お問い合わせ先

宇都宮市保健所	TEL 028-626-1110	県西健康福祉センター	TEL 0289-64-3028
県東健康福祉センター	TEL 0285-83-7220	県南健康福祉センター	TEL 0285-22-4235
県北健康福祉センター ※	TEL 0287-22-2364	安足健康福祉センター	TEL 0284-41-5897
今市健康福祉センター	TEL 0288-21-1066	栃木健康福祉センター	TEL 0282-22-4121
保健福祉部生活衛生課	TEL 028-623-3114		

※ 矢板、烏山健康福祉センター管内の施設に働いている方は、県北健康福祉センターまでお問い合わせ下さい。

★ 届出用紙ダウンロード及び電子申請システム

栃木県公式ホームページ

サイト内検索

調理師業務従事者届

検索

(電子申請システムは、令和3(2021)年1月4日(月)から利用できます)